

令和３年度子ども家庭福祉人材法定研修事業業務委託 入札説明書

奈良県が調達する役務にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札に参加しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記 12 に掲げる者に説明を求めることができます。

1 公告日

令和３年４月２日（金）

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札件名

令和３年度子ども家庭福祉人材法定研修事業業務委託

(2) 業務目的

児童福祉法で、児童相談所及び市町村に専門職を配置するとともに、その資質向上を狙い、研修体制の強化と研修受講の義務化がされた。この義務化された研修を実施し、児童相談所及び市町村の職員等の専門性向上を図る。

(3) 委託期間

契約締結日から令和４年２月２８日（月）まで

(4) その他

委託業務の詳細については、「令和３年度子ども家庭福祉人材法定研修事業業務委託仕様書」による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書の提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者名簿に、主たる営業種目：役務の提供、Ｑ７ 諸サービスで⑮その他サービスに関する登録をしている者であること。（ただし、参加申込書の提出時点において登録が認められていれば可とする。）

(3) 入札参加申込書の提出期限において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札停止の期間中でない者であること。

4 入開札の日時及び場所

日 時：令和３年４月２６日（月） 午後２時００分から

場 所：奈良県庁 ６階入札室

5 入札者及び方法

(1) 入札は、研修業務一式の実施にかかる金額で競争する。

(2) 本件業務に係る入札を希望する者は、入札参加申込書【様式１】、誓約書【様式２】を作成し、添付書類を添えて、令和３年４月１５日（木）午後５時までに、12 の提出先に郵送又は持参して提出すること。（ＦＡＸ及び電子メール不可）

入札参加申込書、誓約書及び添付書類の提出に基づき３の(1)から(3)の規定を満たす者を入札参加者とする。３の(1)から(3)に該当するかを含め、入札参加の可

否を令和3年4月16日（金）までにFAXにより通知する。入札参加者として認められた者には入札参加通知書を郵送する。

- (3) 本件入札に係る疑義がある場合には、質疑書【様式3】を作成し、令和3年4月12日（月）午後5時までに、12の提出先にFAXで提出すること。
- (4) 入札者は、入札書【様式4】を作成し、封をした上、所定の場所及び日時において入札すること。
- (5) 代理人をもって入札する場合は、委任状【様式5】を入札と同時に提出すること。
- (6) 入札者は、提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできない。
- (7) 入札保証金については奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項の規定による。ただし、奈良県契約規則第4条第1項ただし書の各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (8) 落札決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができる。この場合は書留郵便とし、封書の表面に「令和3年度子ども家庭福祉人材法定研修事業業務委託入札書」と朱書きして、令和3年4月22日（木）までに12の提出先に到達するよう送付すること。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再入札（2回目）を行うことがあるので、初度（1回目）の入札に係る入札書と再入札（2回目）に係る入札書の郵送を認めるものとする。

- (2) 初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書を別々に封緘し、封書の表面に「初度入札」と「再入札」の区別を各々朱書きしてすること。
- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとする。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区分なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとする。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送する。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に重要な文字の誤脱などがあることにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、6. 郵便による入札に該当する場合は、入札執行事務に関係がない職員を立ち会わせてこれを行う場合がある。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに再度（2回目）の入札を行うことがある。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは直ちに「くじ」で決定する。

9 契約書作成の要否等

- (1) 契約の締結については、契約書の作成を要する。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者について誓約書の内容に違反する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。
- (3) 契約は令和3年4月27日に締結するものとする。
なお、契約については、契約時点の消費税率を適用し、税率変更に応じて、変更契約を締結するものとする。
- (4) 落札者は、この契約による事務を処理するための個人に関する情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (5) 契約者は、落札金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約者が契約日までに奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者）に該当することを証明する書類を提出した場合は、契約保証金を免除する。

10 契約の不締結

契約締結までに落札者について、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者

をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後であっても、提出書類等に虚偽の記載が明らかになった場合や受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合、及び契約者が10(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められる場合又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約者は損害賠償を納付しなければならない。なお、10中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

12 書類の提出等

奈良県 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局
こども家庭課 児童虐待対策係
〒630-8501 奈良市登大路町 30
電話番号 0742-27-8605（直通） F A X 0742-27-8107

13 その他

- (1) 入札書の記入等については、記入例を参考にすること。
- (2) 落札者は、落札後速やかに、詳細仕様及び履行方法等について担当者と事前に十分に打合せをし、その指示に従うこと。